

## 川崎市契約条例に関するお知らせ

次の業務は、川崎市契約条例に定める「特定業務委託契約」に該当する業務であって、川崎市と受注者との契約で次のことが規定されています。

件名	〇〇市民館管理業務委託
履行場所	川崎市川崎区〇〇町1番地
履行期限	平成24年3月31日

○この業務に従事する労働者の方は、市長が定める1時間当たりの賃金（作業報酬下限額といいます。）から算出する基準額以上の作業報酬を受け取ることができます。

作業報酬下限額 (1時間当たり)	〇〇〇円 or 別紙のとおり
---------------------	-------------------

○作業報酬に該当する手当は、川崎市契約規則で定める手当によります。詳しくは、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」に掲載されている「特定工事請負契約及び特定業務委託契約の手引」を参照して下さい。

条例の対象となる方(例)
正社員だけでなく、パート、アルバイト、日雇い労働者、派遣労働者の方など、国籍や雇用主を問わず、原則として日本国内においてこの業務の作業に従事する労働者の方
条例の対象とならない方(例)
同居の親族のみを使用する会社の労働者、家事使用人の方、労働者ではない方(ボランティア、会社役員の方等)、最低賃金法第7条の規定により最低賃金の減額の特例を受ける方(ただし、使用者が都道府県労働局長の許可を受けている方に限ります。)、海外で従事する方、従事時間が30分未満の方等

○この条例の対象となる労働者の方は、基準額以上の作業報酬を受け取っていない場合は、その旨を受注者または川崎市に申出することができます。申出は、必ず文書で行って下さい。  
様式は、川崎市ホームページ「入札情報かわさき」を参照して下さい。

申出先は次のとおりです。

申出先	送付先	電話番号
〇〇建設 株式会社 代表者 川崎 太郎	〒000-0000 川崎市川崎区××10-1-1	044-000-0000
川崎市財政局契約課	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地	044-200-2097

○受注者は、この条例の適用を受ける労働者が上の申出をしたことによって、雇用契約の解除等の不利益な取扱いをしてはいけません。

その他、この条例に関するお問合せは、上記の川崎市の連絡先までお電話下さい。